

1. 開会日時・場所

日時 令和4年10月25日(火) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	—
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

9番 上田 励二

3. 議事録署名人

3番 新庄 實雄 18番 山口 龍子

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周  
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第68号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第69号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第70号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第71号議案 非農地証明申請について  
第72号議案 農用地利用集積計画について  
第73号議案 農用地利用配分計画について  
第74号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて  
第75号議案 農地法関係事務処理要綱の改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第10回総会は成立しております。  
なお、9番 上田委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。  
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、3番 新庄委員、18番 山口委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。  
議事日程は、日程第1を第68号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第72号議案から日程第6第73号議案を先に審議します。  
議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第72号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第72号議案に係る資料72の第1番から第6番について、審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書10ページをご覧ください。第72号議案農用地利用集積計画について説明します。  
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。  
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は、議案書の中段に記載の地域別面積集計に記載しております。  
〇〇地域から件数1件、筆数6筆、面積10,583㎡が提出されています。  
なお、利用権を設定する農用地については、資料72の2ページに記載しています。  
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。  
以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第1番から第6番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第6 第73号議案を上程します。  
農用地利用配分計画について、三原市長からの諮問です。  
第73号議案に係る資料73の第1番から第6番について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書11ページをご覧ください。第73号議案 農用地利用配分計画について説明します。  
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。  
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の地域別面積集計に記載しております。  
〇〇地域から件数1件、筆数6筆、面積10,583㎡について意見を求めます。  
利用権を設定する農地については、資料73の2ページに記載しておりますのでご覧ください。  
以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用配分計画の第1番から第6番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第68号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について、第79件から第86件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。

第68号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第79件は、〇〇と〇〇から木原4丁目の〇〇が、木原4丁目〇〇 地目：畑 406㎡を、自宅に隣接し耕作に便利のため、譲り受けるものです。

第80件は、〇〇から田野浦2丁目の〇〇が、田野浦2丁目〇〇 地目：畑 29㎡を、隣接地を所有しており、規模拡大のため譲り受けるものです。

第81件は、〇〇から小坂町の〇〇が、小坂町〇〇 地目：畑 97㎡を、持分の一部を有して耕作しており、他の共有者の持分を譲り受け、引き続き耕作するものです。

第82件は、〇〇から久井町土取の〇〇が、久井町土取〇〇 地目：畑 126㎡を、居住地から近く、野菜を作る土地を探していたため、譲り受けるものです。

第83件は、〇〇から大和町大草の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 2,416㎡を、借り受けて耕作している農地を譲り受け、引き続き耕作するものです。

第84件は、〇〇から大和町大草の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：畑 376㎡を、規模拡大のため、譲り受けるものです。

第85件は、〇〇から廿日市市阿品台2丁目の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：畑 8,595㎡を、新規就農するため、譲り受けるものです。

第86件は、株式会社〇〇から大和町下徳良の〇〇が、大和町大草〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計18,031㎡を、規模拡大のため、譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

16番

第79件、10月19日に20番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の提案どおり特に問題ありません。

12番

第80件、10月23日に25番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

19番

第81件、10月20日に22番推進委員、譲受人の〇〇さんの3名で現地を確認いたしました。以前から家の前で耕作されており、事務局の説明どおり問題ないと思います。

3番

第82件、10月18日に1番委員、31番推進委員、33番推進委員と4人で現地確認をしました。事務局の説明どおりです。

18番

第83件、84件、85件、86件と私の案件ですので、続けてお願いします。

10月23日に36番推進委員と現地確認してまいりました。

まず第83件ですが、譲受人の〇〇さんが作ってらっしゃって、なんら問題ないと思います。引き続き、〇〇さんが水稻を作られるそうです。

第84件は、現地確認をしたところ、ちょうど家の前の田をトラクターで耕していらっやいまして、これも問題はないと思います。

第85件は、営農計画書が出ておりまして、廿日市の方なんですけども、忙しいときにはここに泊まり込んで、3年間〇〇さんの指導を受けて修行するということで問題ないと思います。

第86件は、〇〇さんの息子さんと一緒にやられるみたいで、問題ないと思います。

議長

地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請、第79件から第86件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第2 第69号議案を上程します。  
農地法第4条の規定による許可申請について、第18件から第20件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。第69号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第18件は、〇〇が、本郷北2丁目〇〇 ほか10筆 地目：田 合計3,274㎡について、農地改良のため一時転用するもので、内容は嵩上げ3.5m、転用期間は許可後3年間です。

許可基準は、農振農用地の不許可の例外：農地法施行令第4条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもの」で「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第19件は、〇〇が、本郷町船木〇〇の一部、1,074㎡の内95.20㎡について、墓地及び駐車場に転用するもので、内容は、墓石5基、法名碑1基、灯籠2基、駐車場2区画です。

許可基準は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第20件は、〇〇が、本郷町善入寺〇〇 地目：畑 50㎡について、墓地に転用するもので、内容は、墓石3基、法名碑1基、灯籠2基です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく墓地を設置していることから、始末書を求めて提出されています。

許可基準は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

なお、第19件、第20件については、前回第9回定例総会において農振農用地区域からの除外は妥当と可決されており、11月中に除外見込みです。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

17番 第18件、10月23日に27番推進委員と申請者の〇〇さんと〇〇測量設計の〇〇さんと4人で現地確認を行いました。〇〇さんより農地改良の嵩上げの設計について説明を受け、先ほど事務局から説明のあったとおり問題ないと思います。農地区分は第2種です。

7番 第19件、10月18日に28番推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇より南へ約4.1km、〇〇の南東山間に位置します。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第2種農地です。

17番 第20件、10月23日に27番推進委員と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第1種です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第4条の規定による許可申請、第18件から第20件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第18件及び第20件については、農地法第4条第4項及び第5項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、許可されることに異議ありませんの回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第3 第70号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第111件から第128件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。  
第70号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。  
第111件は、〇〇から〇〇が、木原町〇〇 地目：畑 228㎡について、所有権の移転を受け、物置及び休憩所に転用するもので、内容は祭祀用具収納庫1棟、参拝者用休憩所です。  
第112件と113件が関連案件のため、併せて説明します。  
第112件は、〇〇から沼田1丁目〇〇 地目：田 632㎡を  
第113件は、〇〇から沼田1丁目〇〇 地目：田 548㎡を  
合計1,180㎡について、それぞれ株式会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル168枚、6棟、発電量49.5kw規模です。  
第114件は、〇〇から〇〇が、沼田東町末広〇〇 地目：田 289㎡について、所有権の移転を受け、庭敷に転用するものです。  
当該案件は、転用の許可を得ることなく庭敷として利用しているため、始末書を求めて提出されています。  
第115件は、〇〇から〇〇が、幸崎能地7丁目〇〇 地目：畑 400㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場3区画です。  
第116件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 967㎡について、賃借権の設定により資材置場及び駐車場に転用するもので、内容は角材・ブロック等建築資材、物置1棟、駐車場6区画です。  
当該案件は、転用の許可を得ることなく資材置場および駐車場として利用しているため、始末書を求めて提出されています。  
許可基準は、1種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。  
第117件は、〇〇から〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇 地目：田 139㎡について、賃借権の設定により資材置場に転用するもので、内容はヒューム管25本です。  
第118件は、〇〇から〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇 地目：田 501㎡について、賃借権の設定により、併用地の雑種地285㎡とともに資材置場に転用するもので、内容は真砂土100㎡、砂90㎡です。  
第119件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,083㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は4tダンプ2台、2tダンプ2台、駐車場6区画です。  
第120件は、〇〇から〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,323㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル132枚、10棟、発電量44.0kw規模です。  
第121件は、〇〇から〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計2,511㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル200枚、14棟、発電量49.5kw規模です。  
第122件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町下津〇〇 ほか1筆 地目：田 合計2,340㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設2施設に転用するもので、内容は太陽光パネル192枚、16棟、発電量49.5kw規模が1施設、太陽光パネル156枚、13棟、発電量44.55kw規模が1施設です。  
第123件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 994㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル144枚、12棟、発電量44.55kw規模です。  
第124件から126件までは、譲渡人、譲受人が同一のため併せて説明します。  
譲渡人：〇〇から、譲受人：〇〇が、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、  
第124件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 1,433㎡について、内容は太陽光パネル168枚、14棟、発電量49.5kw規模、  
第125件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 1,408㎡について、内容は太陽光パネル156枚、13棟、発電量44.55kw規模、

第 126 件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 921 m<sup>2</sup>について、内容は太陽光パネル 144 枚、12 棟、発電量 44.55kw 規模です。

第 127 件は、〇〇から〇〇が、久井町土取〇〇 地目：畑 8.52 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、庭敷に転用するものです。

第 128 件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか 2 筆 地目：田 合計 2,744 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、養魚池に転用するもので、内容は稚魚池 4 面です。

許可基準は、第 1 種農地の不許可の例外、農地法施行令第 35 条第 5 号「既存施設の拡張」に該当します。

第 116 件と第 128 件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第 9 回定例総会で農振農用地区域からの除外は妥当と可決されており、令和 4 年 11 月中に除外見込みです  
農地法第 5 条許可申請についての説明は以上です。

- 議長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16 番 第 111 件、10 月 19 日に 20 番推進委員と現地を確認いたしました。現地は整地されて参拝者の休憩所として使用されています。周辺農地は全部荒廃農地で、問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 19 番 第 112 件、113 件と提出している同じ案件なので、続けて報告させていただきます。  
10 月 20 日に 22 番推進委員、〇〇行政書士の 3 人で現地確認してきました。農地区分は第 2 種で、昨年までは麦を作られていたみたいなのですが、高齢化ということで、両件とも所有者は違うんですが、同じように耕作をやめて所有権移転するというもので、事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 2 番 第 114 件、10 月 22 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は、〇〇から下へ 700m のところにあります。自宅前で、石を使って庭になっていました。問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 12 番 第 115 件、10 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 7 番 第 116 件から 119 件まで担当案件のため、続けて報告します。  
10 月 18 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。  
第 116 件は、申請者の土地より西へ 5.8km の私道沿いに位置します。事務局の説明があつたとおり、始末書が提出されており、特に問題ないと思います。農地区分は第 1 種農地です。  
第 117 件と 118 件は関連案件のため、併せて説明いたします。  
申請地は〇〇より西へ約 4.9km、〇〇の高架下に位置します。事務局の説明のとおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。  
第 119 件は、〇〇より西へ約 4.1km の県道〇〇線近くに位置します。申請地は不作付地で、事務局の説明のとおり特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。
- 4 番 第 120 件と 121 件、これは農地区分は第 2 種農地です。  
10 月 19 日に 29 番推進委員と現地確認をいたしました。120 件の方は譲渡人、121 件は行政書士に立ち合いをしていただきました。問題ないと思います。
- 14 番 第 122 件、10 月 19 日に 13 番委員、30 番推進委員、32 番推進委員の 4 名で現地を確認しました。申請地は〇〇から東へ約 1km のところに位置しております。周りは田んぼと山に囲まれていますので、特に問題はないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 13 番 第 123 件、124 件、125 件、126 件は担当案件なので、一緒に報告します。  
10 月 19 日、14 番委員、30 番推進委員、32 番推進委員と現地確認しました。いずれも、事務局の報告どおりで問題はないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 3 番 第 127 件、10 月 18 日に 1 番委員、31 番推進委員、33 番推進委員と 4 人で現地確認をしました。畑を譲り受けて、〇〇さんの家の庭の一部にするもので、農地区分は第 2 種です。

- 6 番 第 128 件，10 月 20 日に 34 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで，何ら問題ないと思います。農地区分は第 1 種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 5 条の規定による許可申請，第 111 件から第 128 件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって，本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第 116 件及び第 128 件については，農地法第 5 条第 3 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し，許可されることに異議ありませんの回答を得た場合には，許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので，そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に，日程第 4 第 71 号議案を上程します。  
非農地証明申請について，第 25 件から第 29 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 8 ページをご覧ください。第 71 号議案 非農地証明申請について説明します。  
第 25 件は，〇〇から，木原町〇〇 ほか 4 筆 地目：畑 合計 598 ㎡について，木原 2 丁目〇〇は昭和 45 年に住宅を建築して以降，宅地として利用しており，現況地目：宅地として，その他の 4 筆は平成 10 年頃から耕作放棄し，現況地目：山林・原野として申請されています。  
第 26 件は，〇〇から，木原 5 丁目〇〇 地目：畑 701 ㎡について，平成 16 年頃から耕作放棄し，現況地目：山林として申請されています。  
第 27 件は，〇〇から，沼田東町釜山〇〇 地目：畑 112 ㎡について，昭和 32 年に住宅を建築して以降，宅地として利用しており，現況地目：宅地として申請されています。  
第 28 件は，〇〇から，幸崎町渡瀬〇〇 ほか 1 筆 地目：田 1 筆 畑：1 筆 合計 1,463 ㎡について，平成 4 年頃から耕作放棄し，現況地目：山林として申請されています。  
第 29 件は，〇〇から，大和町大草〇〇 地目：田 149 ㎡について，昭和 30 年頃から耕作放棄し，現況地目：山林として申請されています。  
申請地は，いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16 番 第 25 件，第 26 件と担当なので続けて報告します。  
第 25 件と第 26 件，10 月 19 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。どちらも農地としての復旧は難しく，事務局の説明どおりです。農地区分は第 2 種です。
- 2 番 第 27 件，10 月 22 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は，〇〇から西へ 50m ぐらい行ったところになります。現在宅地になっておりまして，地図から見ても宅地となっております。事務局の報告で問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 12 番 第 28 件，10 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり，現地に行っただんですが山になっていました。復旧は難しいと思います。農地区分は第 2 種です。
- 18 番 第 29 件，10 月 23 日に 36 番推進委員と現地を確認いたしました。現地がどこなのか分からない状態

で、もう復旧復元は困難だと思います。農地区分は第2種です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

3番 第25件や第27件は、申請者と土地の持ち主が違うが、大阪や東京の方が申請をされているのか、ちょっと分からない。

事務局 非農地証明申請の議案に記載の申請者は、イコール所有者と考えていただいて差し支えありません。第25件と第27件についてですが、実際に申請書を提出したのは代理人の行政書士などです。

議長 よろしいですか。

3番 所有者は申請地に住んでいないのか。住所が全然違う。

事務局 所有者は住んでいません。

3番 分かりました。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。  
まだ質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
非農地証明申請、第25件から第29件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第7 第74号議案を上程します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第9件から第10件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをお開きください。  
第74号議案 農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。

第9件は、沼田東町釜山の〇〇が所有する、沼田東町釜山〇〇 地目：田 214㎡について、高齢で管理できない農地を取得し、新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。  
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。

第10件は、本町1丁目の〇〇が所有する、久井町下津〇〇 地目：畑 152㎡について、空き家に付随する農地を取得し、新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。  
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第1号「空き家に付随する農地であること」に該当します。

農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 第9件、10月22日に24番推進委員と申請者の〇〇様と現地を確認しました。申請地は、沼田東にある〇〇の入口の西側にあります。申請地は自宅から近く、サツマイモや野菜を植えられるということで、特に問題ないと思います。

14番 第10件、10月19日に13番委員、30番推進委員、32番推進委員と現地を確認しました。現地は〇〇から約1.5kmのところの位置しております。申請地は、住宅を買われる場所から道路を挟んだ向か

い側にありまして、現況は畑のような状況でございました。後は事務局のご説明のとおり問題ないと思います。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 次に、日程第8 第75号議案を上程します。  
農地法関係事務処理要綱の改正について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページと資料75をご覧ください。第75号議案 農地法関係事務処理要綱の改正について説明いたします。

この改正は、令和4年3月31日付けで農林水産省農村振興局長から広島県知事あてに発出され、農地転用手続き運用のばらつきについて、適切に運用されるよう求められた通知を受け、9月8日付けで広島県が示す農地法関係事務処理ガイドラインが改正されたことに伴い、三原市の農地法関係事務処理要綱を改正するものです。

改正の概要については、資料75の1ページ開いた裏面をご覧ください。

大きな改正点は、上から4段目 審査基準の1番、転用に係る一般基準（信用）の「3年3作以上の耕作」要件について、記述を削除することです。

今後、農地法第3条の規定による許可申請については、引き続き営農の実効性を確認し、審査を行うとともに、許可後につきましても、営農計画に基づいた確実な営農の実施について注意喚起することとされています。

本改正は令和4年10月25日付で施行、令和4年11月1日から適用する予定です。

農地法関係事務処理要綱の改正についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議長 以上、審議事項を終了し、続いて報告協議事項に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第3条の3第1項（権利取得の届出） 5件  
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件  
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件  
○農地法第5条の規定による許可不要案件 1件  
○農地転用（農業用施設）届出受理 2件  
○農地改良届出受理 1件

2 その他

○今後の日程

令和4年第11回定例総会 11月25日（金）14時

議 長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。